

# 陳情・請願・意見書

意見書・陳情名 意見書・陳情提出者名	要 旨	●付託委員会 ○委員会の討論等 【委員会の結果】	【本会議 の結果】
市営アパートへのLP ガス納入価格の適正 化を求める陳情  大竹市御園二丁目 3番3-203号 宮本邦生 ほか78名	1. 既存の市営アパートについて、速やかにガス業者の公募を行い、ガス価格の適正化を図ってください。 2. 現在のルールでは、共同住宅である市営アパート入居者各々には事実上ガス業者選択の自由がありません。つきましては、市営アパートにおいてガス料金の適正化を担保するために、一定期間毎に業者の再公募等のルールを作ってください。	○生活環境委員会  ●「入居者全体として意見を述べれば業者を変えることができることや、行政から行動を起こすことが困難であることから、不採択」 「入居者の判断で業者を変えられる仕組みがあることを周知していただければ、あとは入居者の判断となることから、不採択」  【不採択】	【不採択】
「生涯現役社会を実現する」 シルバー人材センターの決 意と支援の陳情  公益社団法人 大竹市シルバー人材センター 理事長 松崎和生	これからも、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献するとともに、地域社会の維持・発展と就業意欲の高い高齢者の受け皿として役割を果たす所存であり、引き続きのご支援をお願いしたい。 1. 平成31年度における国が措置する補助金と同額の財政支援 2. 大竹市からの事業発注の確保	○生活環境委員会  ●「事業内容が不明である。事業内容が確定しておらず、判断しかねる。事業内容が確認できてからの審議としてはどうか」  【継続審査】	【継続審査】
地方財政の充実・強化を求 める意見書採択について  大竹市職員労働組合 執行委員長 椋原研介	財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。 については、地方財政の充実・強化に向けて、意見書を政府に送付してほしい。	○総務文教委員会  ●「地方交付税の確保や一般財源の安定的確保は、安心・安全なまちづくりの必須条件であり、そのような観点から採択すべき」  【採 択】	【採 択】
少人数学級の推進などの定 数改善、義務教育費国庫負 担制度2分の1復元に係る 意見書採択について  連合広島大竹・廿日市地域協議会 議長 小玉健次郎 広島県教職員組合大竹廿日市区 支区委員長 平野克博	一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっており、計画的な定数改善が必要である。 子どもたちが、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるが、教育条件格差も生じている。 については、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に向けて、意見書を政府に送付してほしい。	○総務文教委員会  ●「豊かな教育環境を整備するために予算措置を要望するための請願であり、少人数学級の移行や健全な教育行政を目指す上で、採択すべき」  【採 択】	【採 択】

## 平成30年陳情第1号 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情

《本会議での質疑》

【質疑】問「入居者がガス業者を選択できるということだが、技術的なことを含めて事実上無理であると分かっているのに選択権は入居者にあると言えるものなのか」

答「民と民との契約について、公である市が介入することはなじまない。また、入居者の総意によって業者と交渉でき、業者も市民に説明する責務があることは、国から通達がきている。市民に許される権限をしっかりと使って、改善に向けて動いていただきたい」

《本会議での討論》

【賛成討論】「市営アパートへのLPガス納入業者は、当初は執行部で決めている。施設は市のものであり、業者も市の判断で決めたのだから、市・入居者・業者の3者で協議をして、不満解決の糸口を探すべきと考える」

## 平成30年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

《本会議での討論》

【賛成討論】「地方交付税の確保や一般財源の安定的確保は、安心・安全なまちづくりの必須条件であり、採択すべきである」

## 平成30年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

《本会議での討論》

【賛成討論】「計画的定数改善がはかられ、豊かな教育環境を整備するための予算措置を要望するための請願であり、少人数学級の移行や健全な教育行政を目指すうえで、趣旨は理解できるため、採択すべきである」

## 意見書（抜粋）

平成 31 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、平成 27 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。  
同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税 4 税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 19 日

大 竹 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣

## 意見書（抜粋）

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府におかれましては平成 31 年度の予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望します。

### 記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を 2 分の 1 に還元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 19 日

大 竹 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣